平成２９年（フ）第１８４号
奈良県五條市田殿町525番地
破産者　仲山　佳志
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２２６号
和歌山県紀の川市王子106番地１、住民票上の住所和歌山県紀の川市北勢田61番地２
破産者　小谷　博志
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３１５号
和歌山市小雑賀115番地１
破産者　岸部年志子
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３１６号
和歌山県紀の川市粉河214番地19、前住所和歌山県紀の川市打田1103番地５
破産者　長井　直之
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３５６号
和歌山市美園町２丁目146番地　メゾン美園202号
破産者　クラッカーバレルこと　山名　崇晴
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第８０７号
広島市南区宇品御幸３丁目４番８号
破産者　太田　博之
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９３３号
広島県安芸郡府中町青崎東19番32―301号
破産者　松本　祐子
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９７７号
広島市西区南観音８丁目10番18―304号
破産者　加藤　茂樹
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２７７号
福岡市東区西戸崎３丁目13番11号
破産者　寿山　志織
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６８２号
福岡県糟屋郡粕屋町仲原３丁目６番30―302号　パステルハイムⅡ
破産者　今村　惠美
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７６３号
福岡市東区唐原１丁目４番34号
破産者　山下　雅弘
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８５０号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目４番26―1522号
破産者　花宮　寛彰
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３７号
福岡市西区拾六町団地３番24―403号、前住所福岡県糟屋郡宇美町桜原３丁目15番６―501号
破産者　堤　　勝利
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４８号
福岡県筑紫野市大字牛島322番地14
破産者　梅野　秀行
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７６号
福岡市西区壱岐団地46番204号
破産者　縄田　智子
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２７１号
長崎県長崎市茂木町2173番地４
破産者　大串　泰生
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１３号
釧路市緑ケ岡６丁目29番19号
破産者　小野　文雄
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２６６号
秋田市御野場７丁目１番７―401号
破産者　佐藤　祐子
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１６８号
神奈川県藤沢市石川１丁目16番地の１　アルフラット石川303、開始決定時の住所神奈川県藤沢市遠藤652番地の10
破産者　安藤佐渡美
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部